

下級裁判所裁判官指名諮問委員会福岡地域委員会（第1回）議事要旨

（福岡地域委員会庶務）

1 日時

平成15年7月30日（水）13：40～16：10

2 場所

福岡高等裁判所公用室

3 出席者

（委員）石黒重徳，近藤敬夫，坂本雅子，津田聰夫，西村重雄

（庶務）瀬戸口総務課長，柴田総務課課長補佐

（説明者）白石事務局長

4 議題

(1) 地域委員会における情報収集の在り方

(2) 次回の予定等について

5 配付資料

（審議資料）

1 指名の適否について審議する手順・方法について（暫定版）

2 裁判官指名候補者名簿（添付省略）

3 裁判官への任命希望者に関する情報受付の周知について（依頼）（案）

(添付省略)

#### 4 今後の日程(案)

(参考資料)

- 1 第1回下級裁判所裁判官指名諮問委員会議事要旨(添付省略)
- 2 第2回下級裁判所裁判官指名諮問委員会議事要旨(添付省略)
- 3 第3回下級裁判所裁判官指名諮問委員会議事要旨(暫定版)(添付省略)

## 6 議事

### (1) 福岡高等裁判所長官あいさつ

委員会の開催に当たり、涌井福岡高等裁判所長官からあいさつがされた。

### (2) 委員長選出及び就任あいさつ

委員の互選により、近藤委員が委員長に選出され、近藤委員長から就任あいさつがされた。

上記選出の際、ある委員から「この委員会は、裁判官の指名過程に国民の意思を反映させる機構であることから、できれば裁判官委員よりは、国民により近い一般の学識経験者委員が委員長となる方が適しているのではないか。」という意見が述べられた。

### (3) 委員長代理の指名

委員長から、委員長代理として西村委員が指名された。

### (4) 説明者の出席、入室

裁判官の任命手続の実情について説明が必要であることから、白石事務局長が説明者として出席することが了承され、入室した。

### (5) 委員会議事手続について

協議の結果、委員会は委員長が招集することとされた、また、議事要旨を作成し、委員長の承認を経て確定すること(議事要旨は、中央の委員会ほど詳しくなくても良いとの意見があった。)、議事そのものは非公開とするが、個別的・具体的な人事に関係しない「委員会のスケジュール、一般的な手続・基準に関する議事」については、議事要旨を福岡高裁のホームページに掲載する方法で公開することとされた。

### (6) 協議( :委員長, :委員, :庶務, :説明者)

庶務から下級裁判所裁判官指名諮問委員会(以下「指名諮問委員会」とい

う。)の議事要旨等に基づき、指名諮問委員会制度の趣旨・目的及び地域委員会の機能・役割について説明がされた。

説明者から裁判官の任命手続、福岡高等裁判所管内の裁判官の実情、弁護士任官の実情等について説明がされた。

庶務から審議資料1に基づき、地域委員会における指名候補者の情報収集の在り方(手順・方法等)について、指名諮問委員会での議論の状況等について説明がされた。

- : 地域委員会における情報収集の在り方(手順・方法等)の基本スタンス・方針について協議いただきたい。
- : 幾つか難しいと思われる問題があるが、地域委員会は、情報収集機関であるので、まず、情報を出せというのが難しい。次にこの人はまずいというチェックをするのだから、一般的にそういうケースは多くないのに情報を出せというのが難しいと思われる。更に情報を集めてセレクトするというイメージであるのか、また、この組織の本来の趣旨には、国民の意思を裁判官の指名過程に反映させるという理念があるが、結局、法曹からの情報が得やすいという面があり、それは仕方ないにしても、他にも工夫できないのか等、難しい問題があると思う。
- : 裁判官についてどういう資料でどのように評価されているのかについては、透明性を増す方向で議論がされているところであるが、この委員会では、名前を明らかにした個人からの情報は、収集する情報の枠に入っている。
- : 弁護士や検察官、あるいは裁判官から指名候補者の悪い情報を出してくれというのであれば、抽象的な情報ではなく、これこれこういう理由であるから悪いと書かねばならないだろう。そういう情報が出された場合、指名候補者本人に対して、いつかの段階で、弁明の機会を設けないといけないのではないかと思う。そして悪い情報が出された場合、地域委員会は、その後、どうするかが問題であると思う。
- : 現在、議論されている裁判官の評価では、不服がある場合の手続が議論されているし、毎年、裁判官本人に評価を開示していくことが議論されている。地域委員会の情報収集に関して言えば、顕名で指名候補者に対

する悪い情報を出す人がいるのかという問題がある。

: 悪い情報が来るといのは、その情報を出している人が問題という場合もあり得るのに、実際、それを地域委員会でどうやって選別するのかという問題がある。

: 個人から、その人が持っている情報を出す場合には、ある程度根拠を持って、書面で、責任ある形で出せということになる。

: 地域委員会の情報収集とは関係はないが、福岡の弁護士会では、昨年から県内の裁判官について、この人は良く記録や資料を読んでいるかとか、判決が遅いとか、早いとか等の点について、会員にアンケートを取っている。そしてアンケートの数が集まったものについては、点数を計算して発表している。アンケートは、今後、九州の管内で随時やっていくことになると思う。

これは日常的な状況であるから、直接、裁判官の適否の情報とはならないものであるが、この人は裁判官としてまずいという人がいる場合、弁護士会としては、情報を集めて、みんなの意見を聞こうと考えている。再任の場合には、過去の任地でどうであったか、全体を見ていく必要があるので、意見を聞くということはしておこうということで準備はしかけているということである。

これは、地域委員会が弁護士会を通じて、個々の弁護士に聞くということになれば、直接、個人が情報を上げることは難しいので、予備的なことを試みにしておこうということである。

: 再任期の裁判官については、10年間の評価が積み上げられていて、それが所長が作成する報告書に記載されるという仕組みである。地域委員会での情報収集の前提として、毎年の裁判官の評価がきちんとされることが重要となる。しかし、実際、重点審議者についてどのような調査をするかについては、なかなか難しいし、上がって来た情報について、一々真偽を確かめる必要があるのかという問題もある。

: その情報は職務に関することになるのか。

: 職務に関することが中心になると思われる。日常の裁判官の人事評価は、法律的知識、訴訟指揮をやっていく能力や部を運営する能力、さらに人

格的な資質・能力等についてされているが、例えばスキャンダラスな情報が出てくるとその都度考える必要がある。

: そういう情報をどうするかは、他の7つの地域委員会の議論を拝見して、参考にしていく必要もあると思われる。

: 指名諮問委員会規則13条では、地域委員会は、情報を収集して、その取りまとめを行い、必要な意見を付すことができるということになっているが、重点審議者には、一定の情報があり、それに加えての参考情報があれば地域委員会として指名諮問委員会に上げることになるだろう。この人は裁判官として「否」とするケースは少ないかも知れないが、出された情報について、この人は「否」という意見を付すことになるのか。

: 情報も様々なものがあるので、そのまま上げては指名諮問委員会では、そのあたりは分からないことになる。地域委員会で情報を取りまとめるときに、情報の価値というか、例えばどういうルートで入ってきた情報であるというようなことを明示するために意見を付して上げるというイメージである。

: 裁判官の再任等の指名候補者のうち、問題のあるという人は、(福岡高裁管内で)普通にいけば、一人か二人位の割合であるものなのか。

: そんなには居ないと思われる。

: 最高裁の裁判官が全ての指名候補者について知っている訳ではないし、裁判官を任命する内閣も全てを知っている訳ではない。指名諮問委員会は、その前段階で指名候補者について意見を出すということである。その結果、必ずしも指名諮問委員会の意見どおりになるとは限らないが、結果が齟齬した時は、最高裁判所は決定の理由を指名諮問委員会に通知するという仕組みである。

: 私は、むしろ情報がどの程度集まるのかという点を心配している。どの範囲でどのような情報を集めるのか、想定されたルートはあるが、他には考えられないのかどうか。しかし、ここで収集する情報は、ネガティブな情報であるから、余り集まらないのもやむ得ないかも知れない。

: 裁判官の再任等については、次回から取りかかることになるのか。

: 指名諮問委員会から9月中旬に再任等の指名候補者の名簿が地域委員会

に提供される。次回は，具体的な指名候補者の名簿と重点審議者がある場合には，それが特定されて情報が来ることになるので，提供された資料に基づいて情報収集をすることになる。

- : 指名候補者が所属する裁判所の管内の検察庁，弁護士会に対し，再任等の指名候補者の名簿を出す場合，重点審議者が誰かということは出さないことになるのか。
- : 重点審議者を明示しないで，名簿を各機関に出すことになるう。
- : 裁判官として求められている資質や能力について，指名諮問委員会等で議論されているところを見ると，これは当たり前であるという点や，裁判官としての資質の非常に高いところを目指した議論もされていて，乖離があるようにも感じられるがどうか。
- : 現段階では，ネガティブのラインがどこかが掴めていない面があることから，そう感じられる面があるのかも知れない。
- : 判事補から判事への任命・判事の再任，司法修習生から判事補への任命及び弁護士からの任官について，地域委員会における情報収集の在り方の枠組みについては，審議資料1「指名の適否について審議する手順・方法について（暫定版）」に記載されている指名諮問委員会で議論された内容とする。次回に裁判官の再任等の指名候補者の名簿等が出た段階で，重点審議者の有無も明らかになるので，必要があれば，更に具体的な協議をすることではどうか。
- : 異議なし
- : 先日，弁護士任官の指名候補者名簿が指名諮問委員会に諮問され，当地域委員会の管内の弁護士会所属の弁護士が任官を希望していることから，平成16年4月1日付けで弁護士から裁判官への任官を希望している者の名簿及び略歴が送付され，指名諮問委員会から地域委員会に対し，情報収集をするよう依頼がされたので，この点，依頼文書も含めて御協議いただきたい。
- : 依頼文書の内容はこれで良いが，依頼文書が各組織に送付された後の実際の周知は，一人ひとりに対して，文書が配布されることになるのか。
- : 裁判所であれば，地域委員会からこういう依頼があったということで，

例えば、封筒に入れた書面を所長から各裁判官に配布することになることが考えられる。

- : 弁護士会の場合、所属の会員も多く、全員に封筒に入れて配ることまでは普通はせず、裁判所や検察庁ほど厳格な取扱いはされないように思うが、いずれにしても情報の取扱いは厳密にお願いすることになるのではないか。
- : 日弁連と最高裁の協議により、弁護士任官候補者の場合には、弁護士会の弁護士任官適格者選考委員会を通して推薦されてきているので、弁護士会のある程度の方は、任官希望者の方については、知っていることになる。
- : 再任時期を迎える裁判官が再任等を希望している場合は、弁護士からの任官とは、多少違うので、それほど厳密にプライバシーを言わなくても良いのではないか。
- : 裁判官の場合も、万一、指名候補者から漏れるという場合もあり得るから、指名候補者であること自体が、かなりのプライバシーなのではないか。弁護士任官の場合は、より一層のことである。この場合、弁護士からの任官も裁判官の再任等の場合も扱いは、統一すべきと思われる。組織を通じて個人から情報を収集することが良いかは別にして、後で工夫の余地はあるかも知れないが、試みにやってみるのが良いと思う。
- : 裁判官の指名過程に指名諮問委員会を関与させるという制度が作られ、指名諮問委員会で、地域委員会が情報収集をするに当たっては、再任等の場合は、指名候補者が所属する裁判所の管内の検察庁、弁護士会に指名候補者の名簿を提供して情報を受け付ける方法が採用され、また、弁護士任官の場合は、裁判所にも名簿を提供する方法が採用されたものである。したがって、この制度の枠組みの中では、弁護士、裁判官を問わず、任官を希望した者は、氏名、及び任官を希望したことなどの一定程度のプライバシーは放棄したと理解せざるを得ないのではないかと思われる。
- : そうすると法曹三者の関係に限っては、オープンという発想があるのかも知れない。

: 地域委員会が指名諮問委員会に情報を取りまとめて報告する期限は、弁護士任官の場合も裁判官の再任等の場合も同じ11月中旬であるということであれば、ゴールは一緒であるし、弁護士任官希望者は、1名のみであって、この希望者のみの情報収集を始めると目立ちすぎると思うので、弁護士任官の場合についても情報収集を開始するスタートラインも相当程度の人数となるであろう裁判官の再任等と合わせることはどうか。

: 弁護士任官は7月1日から、裁判官の再任等は9月1日からとスタートラインが違うので、情報収集の開始時期のばらつきは、ある程度仕方ないという面がある。さらに裁判官の再任等の場合には、既に過去10年間の積み重ねられた資料があるが、弁護士任官の場合は、ある意味で白紙という違いがあることから、取扱いが違うのもやむを得ないと考えられる。そして、各県に複数の再任期等を迎える裁判官がいるわけではなく、県によっては、再任等の候補者は、1名のみというところも想定されよう。その場合は、当該1名の候補者が所属するとされる 裁判所の管内の 検察庁、 弁護士会にその候補者の名簿が提供されることになり、当該県で目立つという点においては、前記弁護士任官希望者の場合と同じということができる。

: 依頼文書について、 地方検察庁の検察官には「副検事」も含まれるのか。

: 検察官と言った時には、そういうことになる。現実にも副検事は、地方裁判所の刑事の法廷にも立ち会っている。

: 簡裁判事はどうなるのか。

: 地方裁判所や 家庭裁判所に所属する裁判官には、簡裁判事は含まれないという理解となろう。

: この方法を試みとしてやってみることはどうか。

: いままで議論した考え方で行うということではどうか。

: 異議なし

(次回及び次々回の予定について)

回りの委員会は、9月25日(木)午後1時30分から、次々回の委員会



は、11月10日（月）午後1時30分から開催されることとなった。

以 上